

WHITE PAPER 2026

# 相続税申告の実態白書 2026

国税庁統計から見る課税対象者の増加トレンド

発行日：2026年3月

発行：株式会社Mycat

## 目次

エグゼクティブサマリー	3
第1章 課税対象者の推移	4
第2章 財産構成の分析	7
第3章 申告漏れの実態	9
第4章 事前試算の重要性	11
第5章 考察・提言	13
関連サービス紹介	15
出典一覧	16
会社概要	17

## エグゼクティブサマリー

相続税は、2015年の基礎控除額引き下げ以降、課税対象者が急増しています。本白書は、国税庁の申告実績データおよび財務省の統計を分析し、相続税申告の現状と課題を明らかにしました。

# 9.9%

相続税の課税割合（令和5年分）、2024年速報値で初の10%超え

出典：国税庁 令和5年分相続税の申告実績の概要

# 約1億4,700万円

被相続人1人あたりの課税価格

出典：財務省 相続税・贈与税に係る基本的計数に関する資料

### 主要な発見

- ・ 課税割合は基礎控除引き下げ前の約4%から9.9%に倍増、2024年速報値では初の10%超え
- ・ 課税価格の総額は21兆6,335億円、申告税額は3兆53億円
- ・ 現金・預貯金が土地を上回る「逆転」が継続中
- ・ e-Tax利用率は37.1%にとどまり、約63%が紙での申告
- ・ 「相続税は一部の富裕層だけの話」という認識は実態と乖離している

## 第1章 課税対象者の推移

### 1-1. 基礎控除額の引き下げ

2015年（平成27年）1月1日以降の相続から、基礎控除額が大幅に引き下げられました。

	改正前	改正後（2015年～）
基礎控除額	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+600万円×法定相続人の数
配偶者+子2人の場合	8,000万円	4,800万円

この改正により、基礎控除額は約4割引き下げられました。例えば法定相続人が配偶者と子2人の場合、8,000万円から4,800万円に縮小。都市部に自宅を所有する一般的な家庭でも課税対象となるケースが急増しました。

### 1-2. 課税割合の推移

課税割合の推移（被相続人に占める課税対象者の割合）



出典：国税庁 各年分相続税の申告事績の概要

### 1-3. 課税価格と税額の規模

# 21兆6,335億円

課税価格の総額（令和5年分）

# 3兆53億円

申告税額の総額（令和5年分）

出典：国税庁

### 1-4. 被相続人1人あたりの金額

項目	金額
課税価格（1人あたり平均）	約1億4,700万円
相続税額（1人あたり平均）	約1,800万円

出典：財務省 相続税・贈与税に係る基本的計数に関する資料

1人あたりの課税価格が約1億4,700万円という数字は一見高額に見えますが、これは都市部に自宅（土地・建物）を所有し、一定の預貯金がある場合に到達し得る水準です。

### 1-5. 「相続税は富裕層だけの話」は過去の話

基礎控除引き下げ前は課税割合が約4%であり、「相続税は一部の富裕層だけが払うもの」という認識がありました。しかし現在の課税割合は約10%に達しており、被相続人10人に1人が課税対象です。特に都市部の持ち家世帯では、この割合はさらに高くなると推定されます。

## 1-6. 今後の見通し

課税割合は引き下げ以降、一貫して上昇傾向にあります。この傾向が継続する主な要因は以下の通りです。

- **地価の上昇**：都市部を中心に地価が上昇しており、不動産の評価額が基礎控除を超えやすくなっている
- **金融資産の増加**：高齢者世帯の金融資産が増加傾向にあり、預貯金・有価証券の相続額が増加している
- **高齢化の進行**：死亡者数の増加に伴い、相続自体の発生件数が増加している

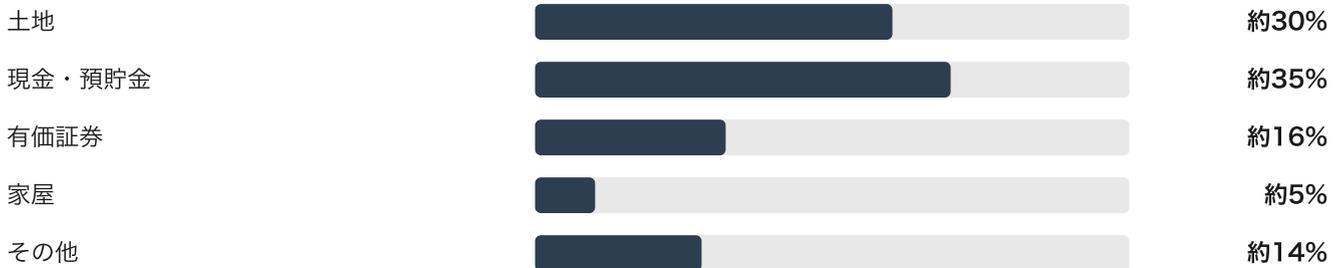
**注目ポイント**：2024年速報値では課税割合が初の10%を超えたと報じられており、今後も上昇が見込まれます。「自分には関係ない」と思っている方も、事前の確認が重要です。

## 第2章 財産構成の分析

### 2-1. 相続財産の構成比

相続財産の構成は時代とともに変化しています。かつては土地が最大の割合を占めていましたが、近年は現金・預貯金が土地を上回る「逆転」が継続しています。

#### 相続財産の構成比



出典：国税庁 令和5年分相続税の申告事績の概要

# 約7.4兆円

相続財産に占める土地の評価額

出典：国税庁 令和5年分相続税の申告事績の概要

### 2-2. 現金・預貯金の増加傾向

相続財産に占める現金・預貯金の割合は年々増加しています。これは、高齢者世帯の金融資産が増加していること、不動産の現金化（生前売却）が進んでいることなどが要因です。現金・預貯金は評価額が明確であり、「隠しにくい」資産でもあるため、申告漏れのリスクが比較的低い財産類型です。

## 2-3. 不動産評価の課題

土地の相続税評価額は「路線価」に基づいて算定されますが、路線価は時価の約80%を目安に設定されています。一方、建物の評価額は「固定資産税評価額」がそのまま使われます。

不動産の評価において注意すべきポイントは以下の通りです。

- **小規模宅地の特例**：自宅の土地について最大80%の評価減が適用できるが、要件を満たさないと適用不可
- **広大地評価**：一定の面積以上の土地には減額が適用されるケースがある
- **不整形地補正**：土地の形状が整形でない場合は減額補正が可能

これらの評価方法は複雑であり、適正な評価を行うことで相続税額が大きく変わる可能性があります。

## 2-4. 都市部と地方部の違い

地域	財産構成の特徴	課税リスク
東京都心部	不動産比率が高い	地価上昇により基礎控除超えが多い
地方都市	預貯金比率が高い	金融資産の蓄積により課税対象に
地方農村部	農地・山林が多い	農地の納税猶予制度の活用が鍵

## 第3章 申告漏れの実態

### 3-1. 税務調査の概況

国税庁は毎年、相続税の申告内容について税務調査を実施しています。申告漏れを指摘された場合、追徴税額は平均で600万円を超えています。

# 600万円<sup>超</sup>

税務調査で申告漏れを指摘された場合の1件あたり平均追徴税額

出典：国税庁 調査実績

### 3-2. 申告漏れの主な原因

原因	概要
名義預金	被相続人の資金で家族名義の口座に預金していたもの。形式上は家族の資産だが、実質的には被相続人の資産と判断される
海外資産	海外の銀行口座、不動産、金融商品。国外財産調書の提出義務がある
生前贈与の計上漏れ	相続開始前3年以内（改正後は7年以内）の贈与は相続財産に加算。暦年贈与の記録が不十分な場合に漏れが発生
保険金	みなし相続財産として課税対象。非課税枠（500万円×法定相続人の数）を超える部分が課税

### 3-3. 名義預金のリスク

名義預金は、税務調査で最も指摘されやすい項目の一つです。以下のような口座が名義預金と認定されるリスクがあります。

- ・ 被相続人が通帳・印鑑を管理していた口座
- ・ 口座名義人が口座の存在を知らなかった場合
- ・ 被相続人の収入からの入金を確認できる口座

### 3-4. e-Tax利用率の現状

# 37.1%

相続税申告のe-Tax利用率（約63%が紙での申告）

出典：国税庁 令和5年度

所得税の確定申告ではe-Tax利用率が年々上昇していますが、相続税申告では依然として紙での申告が主流です。相続税申告は「人生で一度あるかないか」の手続きであるため、システムに慣れていない申告者が多いことが一因と考えられます。

### 3-5. 申告期限の注意点

相続税の申告期限は「被相続人の死亡を知った日の翌日から10か月以内」です。遺産分割協議が長引いた場合でも、申告期限は変わりません（未分割のまま法定相続分で仮申告し、後日修正申告・更正の請求を行う方法があります）。

#### 期限に関する注意点

- 申告期限を過ぎると、無申告加算税（15～20%）が課される
- 延滞税も日数に応じて加算される
- 小規模宅地の特例など、期限内申告が要件となる特例もある

## 第4章 事前試算の重要性

### 4-1. なぜ事前試算が必要か

相続が発生してから準備を始めるのでは、以下のリスクがあります。

- 10か月の申告期限内に遺産分割協議・評価・申告を完了させる必要がある
- 納税資金が不足し、不動産の売却や物納を検討しなければならないケースがある
- 適用可能な特例や控除を見落とし、過大な税額を支払ってしまうリスクがある
- 相続人間の遺産分割で紛争が生じ、協議が長期化するリスクがある

### 4-2. 事前試算で把握すべき項目

項目	確認内容
基礎控除額	法定相続人の数を確認し、基礎控除額を算出
相続財産の概算額	不動産（路線価評価）、預貯金、有価証券、保険金等
適用可能な特例	小規模宅地の特例、配偶者控除、生命保険非課税枠等
概算税額	上記を踏まえた概算の相続税額
納税資金の確保	現金・預貯金で納税可能か、不足する場合の対策

### 4-3. 生前対策の選択肢

事前試算の結果、相続税の負担が大きいと判明した場合、以下の生前対策を検討することが考えられます。

- **暦年贈与**：年間110万円の基礎控除を活用した計画的な資産移転
- **生命保険の活用**：非課税枠（500万円×法定相続人の数）を活用
- **不動産の活用**：賃貸物件の建築等による評価額の圧縮
- **相続時精算課税制度**：2,500万円まで贈与税非課税（相続時に精算）

## 4-4. AI試算ツールの活用

近年、AI技術を活用して相続税の概算額を試算できるツールが登場しています。これらのツールは、以下のようなメリットがあります。

- 24時間いつでも、自分のペースで試算できる
- 基礎控除・配偶者控除・小規模宅地の特例などを自動的に考慮
- 複数のシナリオ（遺産分割パターン）を比較検討できる
- 「そもそも相続税がかかるのか」を事前に確認できる

### 重要な注意点

AI試算ツールはあくまで概算値を提供するものであり、正式な申告の代替ではありません。試算結果に基づいて「自分のケースでは相続税がかかりそうだ」と判断した場合は、税理士等の専門家に正式な相談を行うことを強く推奨します。

## 4-5. ケーススタディ

以下は、事前試算の重要性を示す典型的なケースです。

ケース	財産内容	概算税額
都市部の持ち家世帯 (配偶者+子2人)	自宅4,000万円、預貯金3,000万円、保険1,000万円	小規模宅地の特例適用で0円の可能性あり
金融資産が多い世帯 (配偶者+子1人)	自宅3,000万円、預貯金5,000万円、有価証券3,000万円	約600~800万円（特例適用後）
高額資産世帯 (配偶者+子2人)	不動産1億円、預貯金8,000万円、有価証券5,000万円	約3,000~4,000万円（特例適用後）

※概算値であり、個別事情により大きく変動します

## 第5章 考察・提言

### 5-1. 構造的課題

1. **認識のギャップ**：課税割合が10%に達しているにもかかわらず、「自分には関係ない」と認識している層が多い
2. **申告の複雑さ**：不動産評価、各種控除・特例の適用判断など、専門知識を要する手続きが多い
3. **時間的制約**：喪失感の中で10か月以内に申告を完了させなければならない
4. **情報の非対称性**：相続は「人生で数回」の経験であり、知識の蓄積が起こりにくい

### 5-2. 提言

#### 提言1：事前試算の普及促進

相続税がかかるかどうかを事前に把握するだけでも、いざという時の対応が大きく変わります。AI試算ツールなど、手軽に概算額を確認できる手段の普及を提言します。

#### 提言2：e-Tax利用の促進

相続税申告のe-Tax利用率37.1%は、確定申告と比較して低い水準です。申告手続きのデジタル化を進め、より多くの人々が正確・効率的に申告できる環境整備が必要です。

#### 提言3：金融リテラシー教育

相続税に関する基礎知識（基礎控除の仕組み、申告期限、主な特例）を、一般的な金融リテラシー教育の一環として広く周知すべきです。

#### 提言4：生前対策の啓発

相続税の負担を軽減する合法的な手段（暦年贈与、生命保険の活用等）について、より広く情報提供を行うことで、計画的な資産承継を支援すべきです。

### 5-3. まとめ

相続税の課税割合が10%に達し、「一部の富裕層だけの話」ではなくなった現在、相続税に関する基礎知識と事前の試算は、多くの人にとって必要な備えとなっています。

特に都市部に不動産を所有する世帯、金融資産が一定額以上ある世帯にとって、「自分のケースでは相続税がかかるのか」「かかるとしたらいくらぐらいか」を把握しておくことは、将来の円滑な資産承継のために重要です。

AI技術を活用した試算ツールは、この「まず知る」というステップのハードルを下げる手段として有効です。ただし、あくまで概算値であり、正式な申告・対策には税理士等の専門家への相談が不可欠です。

本白書が、相続税に関する理解を深め、計画的な備えの一助となれば幸いです。

## 関連サービス紹介

### 相続AI

AIが無料で相続税額を試算します。

財産情報を入力するだけで、基礎控除・配偶者控除・小規模宅地の特例などを考慮した概算税額をAIが算出。「自分のケースでは相続税がかかるのか」を手軽に確認できます。

<https://souzoku-ai.xyz>

※ 本サービスは税務相談ではありません。正式な申告には税理士等の専門家にご相談ください。

## 出典一覧

1. 国税庁「令和5年分 相続税の申告事績の概要」

[https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozoku\\_shinkoku/pdf/sozoku\\_shinkoku.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf)

2. 財務省「相続税・贈与税に係る基本的計数に関する資料」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/property/e07.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e07.htm)

3. 国税庁 各年分相続税の申告事績

4. 民法（相続関連規定）

5. 租税特別措置法（小規模宅地の特例等）

## 会社概要

社名	株式会社Mycat
設立	2025年2月5日
所在地	東京都目黒区三田2-7-22
事業内容	AIを活用した中小企業・個人向けサービスの企画・開発・運営
コーポレートサイト	<a href="https://mycat.business">https://mycat.business</a>
お問い合わせ	<a href="mailto:info@mycat.love">info@mycat.love</a>

相続税申告の実態白書 2026

2026年3月発行

株式会社Mycat

本白書の内容は情報提供を目的としたものであり、税務相談ではありません。

無断転載を禁じます。